

**事業者の皆様へ**

**特区民泊事業を予定されている**

大田区環境清掃部

　特区民泊事業により滞在施設の滞在者が出すごみは、滞在施設を運営する事業者（認定事業者）が排出責任を有する**「事業系ごみ」**となります。

認定事業者の皆様におかれましては、排出事業者責任に基づき、適正にごみの排出を行っていただきますようお願いいたします。

また、地域の生活環境保持に留意し、近隣住民とのトラブル等が発生しないよう、適切な対応をお願いします。

**事業系ごみの処理費用は有料となります。**

認定事業者の皆様におかれましては、裏面を参考のうえ、ごみの適正排出に努めてください。

近隣住民との良好な関係が維持できるよう、ごみの分別方法については滞在者に対して十分な説明を行い、理解を得るようにしてください。

●　このチラシについてのお問い合わせ先

　　　　環境清掃部清掃事業課許可指導係

電話　０３－５７４４－１６２９

●　特区民泊事業全般・申請等に関するお問い合わせ先

　　　　健康政策部生活衛生課環境衛生担当(大森地域庁舎)

電話　０３－５７６４－０６９３

※このチラシの「特区民泊事業」とは、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業のことです。

**ごみの排出・分別方法について**

認定事業者の責任において、

廃棄物処理業許可業者に収集を依頼してください

・処理費用は認定事業者の負担になります。

**分別の仕方**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　別 | 具体的な内容 | 区分 |
| 燃えるごみ | 紙、衣類、コーヒーかすや野菜くずの生ごみ など | 一　般  廃棄物 |
| 燃えないごみ | ビニール、プラスチック製品、ガラスゴム、金属類 など | 産　業  廃棄物 |
| 弁当がら | 弁当容器（紙製は燃えるごみ）  カップ麺容器、トレイ、菓子袋 など |
| びん | ビールやジュースのびん、ジャムの  びん など |
| 缶 | ビールやジュース、コーヒーの缶 |
| ペットボトル | ジュースやお茶のペットボトル |

・上記の種別ごとにごみ箱を分けて用意し、滞在者に分別がわかるような表記、イラストによる表示をしてください。

・産業廃棄物と一般廃棄物は、それぞれの許可を持つ業者が別々に収集します。許可業者と収集運搬契約をする際は、廃棄物の引渡場所を区が収集する集積所にしないでください。

・許可業者の情報は、東京都環境局及び大田区のホームページでご確認ください。

・排出量が少量である等、許可業者と契約することが困難な場合は、区にご相談ください。

びん、缶、ペットボトルのほか、新聞や雑誌は「再生利用可能な資源」です。許可業者と相談のうえ、資源として排出していただくようお願いいたします。